



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年8月5日金曜日 第330号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県林業・木材産業改善資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則.....（林業政策課）... 669

告 示

- 特約業者の指定の取消し.....（税務課）... 670
- 県統計調査の実施.....（健康増進課）... 670
- 落札者等の告示.....（子育て支援課）... 670
- 土地改良事業の工事の完了.....（農地整備課）... 670
- 落札者等の告示.....（会計課）... 670
- 道路の区域変更（県道玉川菊間線）.....（東予地方局今治土木事務所）... 671
- 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 671
- 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 671
- 土地改良区役員の就退任の届出.....（南予地方局農村整備課）... 671
- 道路の区域変更（県道十和吉野線）.....（南予地方局管理課）... 672
- 道路の区域変更（県道宇和島城辺線）.....（ " ）... 672
- 道路の区域変更（県道吉田宇和島線）.....（ " ）... 672
- 道路の供用開始（県道宇和島城辺線）.....（ " ）... 672
- 道路の供用開始（県道吉田宇和島線）.....（ " ）... 673

監 査 公 表

定期監査結果の公表.....（監査事務局）... 673

教育委員会告示

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正.....（義務教育課）... 674

選挙管理委員会告示

- 愛媛県知事選挙に関する選挙人名簿の登録基準日.....（選挙管理委員会）... 675
- 愛媛県知事選挙における各候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び回数決定.....（ " ）... 675
- 愛媛県知事選挙における手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者.....（ " ）... 675

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第33号

愛媛県林業・木材産業改善資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年8月5日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県林業・木材産業改善資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則

愛媛県林業・木材産業改善資金会計事務取扱規則（昭和51年愛媛県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（収納金の払込み） 第8条 県森連等は、償還金等の収納をしたときは、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第24条第1項に規定する払込書に計算書を添えて、遅滞なく指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。	（収納金の払込み） 第8条 県森連等は、償還金等の収納をしたときは、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第24条に規定する払込書に計算書を添えて、その日に指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込まなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第831号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和4年8月5日

愛媛県知事 中村時広

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
北条石油株式会社 代表取締役 藤本 豊	松山市北条辻607番地の8	令和4年 6月30日

○愛媛県告示第832号

令和4年健康資源・環境整備状況調査を次のとおり実施するので、愛媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

令和4年8月5日

愛媛県知事 中村時広

1 調査の目的

事業所、飲食店が取り組んでいる健康づくり関連項目について調査することにより、県民の健康増進の総合的な推進を図るため

の基礎資料とする

2 調査対象の範囲

- (1) 事業所：従業者（常用雇用者）50人以上の民営事業所
- (2) 飲食店：愛媛県料飲業生活衛生同業組合加盟店舗、愛媛県中華料理生活衛生同業組合加盟店舗、愛媛県すし商生活衛生同業組合加盟店舗、愛媛県喫茶業生活衛生同業組合加盟店舗、愛媛県社交飲食業生活衛生同業組合加盟店舗

3 報告を求める事項

- (1) 事業所：事業所、健康づくり、メンタルヘルスケア、がん検診、歯科健診、受動喫煙防止対策に関すること
- (2) 飲食店：経営形態、受動喫煙防止対策、健康づくりに関する取り組みについて

4 報告を求める事項の基準となる期日

令和4年8月31日

5 報告を求める者

2に記載した全事業所及び全店舗

6 報告を求めるために用いる方法

調査票の郵送による自計方式

7 報告を求める期間

令和4年9月1日から10月31日までの間

○愛媛県告示第833号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年8月5日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
えひめこどもの城複層型木製アスレチック遊具整備業務一式	愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和4年7月15日	伊予鉄総合企画株式会社 松山市三番町4丁目9-5	63,492,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第834号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和4年8月5日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	北条地区（松山市）	令和4年3月9日

○愛媛県告示第835号

次のとおり落札者を決定した。

令和4年8月5日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
高純度ゲルマニウム多重波高分析装置 2式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和4年7月19日	はじめ科学株式会社 愛媛県松山市問屋町3番7号	30,668,000円	一般競争入札	令和4年6月10日

○愛媛県告示第836号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年8月5日

愛媛県知事 中村時広

Table with 7 columns: 道路の種類, 路線名, 区間, 旧・新別, 敷地の員幅, 延長, 備考. It details road area changes for the 玉川菊間線.

○愛媛県告示第837号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年8月5日

愛媛県知事 中村時広

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の日. It details the start of road use for the 玉川菊間線.

○愛媛県告示第838号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
令和4年8月5日

愛媛県中予地方局長 大北 秀

Table with 3 columns: 検査済証の番号及び交付年月日, 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称, 開発許可を受けた者の住所及び氏名.

○愛媛県告示第839号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年8月5日

愛媛県南予地方局長 赤坂克洋

就任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists newly appointed and retiring board members.

Table with 3 columns: 氏名, 住所. Lists retiring board members.

退任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists newly appointed board members.

"	攝津利之	西予市三瓶町和泉甲303番地
"	西村和明	西予市三瓶町嶋山丙181番地
"	井上徳年	西予市三瓶町垣生甲175番地1
"	洲家卯太鷹	西予市三瓶町二及2番耕地576番地1
"	松田武治	西予市三瓶町長早3番耕地118番地
"	久重儀之	西予市三瓶町周木6番耕地129番地3
"	井上富士大	西予市三瓶町有太刀141番地
"	上杉久幸	西予市三瓶町蔵貫浦702番地

"	三好恆敏	西予市三瓶町蔵貫12番地1
"	星野万仁	西予市三瓶町皆江1886番地
"	藤川貴史	西予市三瓶町下泊822番地1
監事	山本嘉人	西予市三瓶町朝立5番耕地18番地
"	西本喜代人	西予市三瓶町二及2番耕地828番地4
"	堀内昭利	西予市三瓶町蔵貫443番地

○愛媛県告示第840号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年8月5日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川1781番地先から 同大字奥野川976番地先まで	旧	メートル 4.1～10.3	キロメートル 0.085	
		北宇和郡松野町大字奥野川1781番2から 同大字奥野川976番2まで	新	7.8～25.1	0.085	

○愛媛県告示第841号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年8月5日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	宇和島城辺線	宇和島市津島町増穂丁1075-29地先	旧	メートル 6.5～10.9	キロメートル 0.080	
		宇和島市津島町増穂丁1075-29地先	新	7.2～44.4	0.080	

○愛媛県告示第842号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年8月5日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	吉田宇和島線	宇和島市吉田町知永字山魚丁270番4地先	旧	メートル 4.7～8.3	キロメートル 0.037	
		宇和島市吉田町知永字山魚丁270番4	新	8.8～12.2	0.037	

○愛媛県告示第843号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年8月5日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和島城辺線	宇和島市津島町増穂丁1075 - 29地先	令和4年8月5日

○愛媛県告示第844号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年8月5日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	吉田宇和島線	宇和島市吉田町知永字山魚丁270番4	令和4年8月5日

監査公表

○公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年8月5日

愛媛県監査委員 高橋正浩
 同 大西誠
 同 兵頭竜
 同 高田健司

監査対象機関	監査年月日
公営企業管理局	
総務課	令和4年6月6日
発電工水課	令和4年6月6日
県立病院課	令和4年6月6日
松山発電工水管理事務所	令和4年6月1日
西条地区工業用水道管理事務所	令和4年6月1日
中央病院	令和4年6月6日
今治病院	令和4年6月1日
南宇和病院	令和4年5月31日
新居浜病院	令和4年6月1日

（監査の基準）

愛媛県監査委員監査基準（令和2年4月1日付 愛媛県監査員告示第1号）に準拠し実施した。

（監査の種類）

財務監査

（監査の着眼点）

- 監査の実施にあたっては、次の事項に主眼を置き実施した。
- ・財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
 - ・経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているか。

（監査の実施内容）

令和3年度財務における公営企業管理局の定期監査を9機関に対して実施した。

区分	実地監査	書面監査	計
公営企業管理局	9	0	9
本庁	3	0	3
地方機関（病院等）	6	0	6

（監査の結果）

令和3年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 工業用水道事業

- (1) 松山・松前地区及び今治地区工業用水道事業については、給水能力と同量の契約給水量を確保しており、経営成績は安定している。
- また、西条地区工業用水道事業については、前年度に引き続き純利益を計上したものの、長期借入金と企業債を合わせると193億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、企業立地の促進支援や既受水企業等への売水促進活動の更なる強化等による新たな水需要の開拓に一層努めるとともに、厳しい財政状態に鑑み、引き続き事業運営の合理化・効率化に取り組み、経営基盤の安定化に努められたい。

2 病院事業

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当年度の入院患者数は前年度と比較して減少したものの、外来患者数の微増及び診療単価の上昇等により、医業収益が増加したことに加え、感染症指定医療機関である中央病院、新居浜病院のほか今治病院、南宇和病院も新型コロナウイルス感染症に積極的に対応した結果、病床確保に対する国の財政支援等により総収益は増加した。その結果、純利益については、前年度を13億7,606万円上回り、18億3,549万円と引き続き黒字となっている。

しかしながら、累積欠損金は185億円に上り、企業債322億円や一般会計等からの長期借入金88億円など、負債が資産を上回る債務超過の状況になっており、依然として厳しい財政状態が続いている。

病院事業を取り巻く環境は、医師不足などを背景に厳しい状況にあると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の4病院が、国の医療制度改革や本県の地域医療構想を踏まえながら、地域の中核病院として高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、引き続き経営健全化に取り組みたい。

- (2) 個人医業未収金の納期到来分150,123,469円（過年度未収金92,145,720円、現年度未収金57,977,749円）について、早期回収に引き続き努められたい。

- (3) 医業外未収金の納期到来分4,133,934円（過年度未収金357,394円、現年度未収金3,776,540円）について、早期回収により一層努められたい。
(中央病院)
- (4) 個人医業未収金の納期到来分29,672,107円（過年度未収金14,228,350円、現年度未収金15,443,757円）について、早期回収に引き続き努められたい。
(今治病院)
- (5) 医業外未収金の納期到来分205,010円（過年度未収金36,570円、現年度未収金168,440円）について、早期回収により一層努められたい。
(今治病院)
- (6) 個人医業未収金の納期到来分8,248,610円（過年度未収金6,359,760

- 円、現年度未収金1,888,850円）について、早期回収に引き続き努められたい。
(南宇和病院)
- (7) 医業外未収金の納期到来分101,920円（過年度未収金72,220円、現年度未収金29,700円）について、早期回収に一層努められたい。
(南宇和病院)
- (8) 個人医業未収金の納期到来分34,168,186円（過年度未収金22,674,491円、現年度未収金11,493,695円）について、早期回収に引き続き努められたい。
(新居浜病院)
- (9) 医業外未収金の納期到来分405,386円（過年度未収金271,106円、現年度未収金134,280円）について、早期回収に引き続き努められたい。
(新居浜病院)

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第3号

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成14年3月愛媛県教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和4年8月5日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所	口頭による開示請求をすることができる個人情報の内容		口頭による開示請求をすることができる期間	口頭による開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
省略				省略			
愛媛県公立学校教員採用選考試験	前期第1次選考試験の項目別得点、スポーツの分野の実績等に対する評価点、総合得点及び総合順位（第1次選考試験の不合格者に係るものに限る。）	前期第1次選考試験の合格発表の日から1月間	教育委員会事務局指導部義務教育課又は高校教育課	愛媛県公立学校教員採用選考試験	第1次選考試験の項目別得点、スポーツの分野の実績等に対する評価点、総合得点及び総合順位（第1次選考試験の不合格者に係るものに限る。）	第1次選考試験の合格発表の日から1月間	教育委員会事務局指導部義務教育課又は高校教育課
	前期第1次選考試験の項目別得点及びスポーツの分野の実績等に対する評価点、前期第2次選考試験の項目別得点並びに総合得点及び総合順位	前期第2次選考試験の合格発表の日から1月間			第1次選考試験の項目別得点及びスポーツの分野の実績等に対する評価点、第2次選考試験の項目別得点並びに総合得点及び総合順位	第2次選考試験の合格発表の日から1月間	

	後期選考試験の 項目別得点、ス ポーツの分野の 実績等に対する 評価点、総合得 点及び総合順位	後期選考試 験の合格発 表の日から 1月間					
省略				省略			

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第57号

令和4年11月20日執行予定の愛媛県知事選挙に関する選挙人名簿の登録を次のとおり行う。

令和4年8月5日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

被登録資格決定基準日 令和4年11月2日

(ただし、年齢については、同年11月20日)

○愛媛県選挙管理委員会告示第58号

令和4年11月20日執行予定の愛媛県知事選挙における各候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及びその回数は、次のとおりである。

令和4年8月5日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

区 分	基幹放送事業者	政見放送の回数
テレビジョン放送	株式会社テレビ愛媛	1回
	株式会社あいテレビ	1回
	株式会社愛媛朝日テレビ	1回
ラ ジ オ 放 送	南海放送株式会社	1回

○愛媛県選挙管理委員会告示第59号

令和4年11月20日執行予定の愛媛県知事選挙における手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者は、次のとおりである。

令和4年8月5日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

日本放送協会松山放送局

株式会社テレビ愛媛

株式会社あいテレビ

株式会社愛媛朝日テレビ